

環境保全型農業直接支払交付金 Q&A

本文書は未定稿です。今後変更がありうることをあらかじめ御了承下さい。

－ 目次 －

No.	質問
支援の対象者	
【農業者の組織する団体】	
1	農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。）を基本とするのはなぜか。
2	農業者団体において、「複数の農業者で構成される」とは何戸以上か。
3	農業者団体の構成員は、環境直払の申請者でなくてもよいのか。
4	農業者以外の者が農業者団体の構成員になれるか。
5	農業者団体を形成する際、どの範囲（区域）内で設定する必要があるか。
6	農業者団体を形成するにあたっては、複数の農業者で構成されること以外に要件はあるか。
7	日本型直接支払制度の多面的機能支払及び中山間地域等直接支払の組織が、環境保全型農業直接支払の農業者団体として申請できるか。
8	複数の市町村で対象活動を行う場合、どこの市町村に申請を行えばよいのか。
9	1家族の親子それぞれ別名義で営農を行っている場合、親子で農業者団体を形成することはできるか。
【一定の条件を満たす農業者（個人・法人）】 （集落の耕作面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者）	
10	全国の農業集落の平均耕地面積はいくつか。
11	市町村内の集落面積はどのように把握すればよいのか。
12	土地利用型作物にはどのような作物が該当するか。
【一定の条件を満たす農業者（個人・法人）】 （複数の農業者で構成される法人）	
13	集落営農法人が申請を行う場合に、集落営農法人が貸借して耕作している農地の他に、構成員が耕作している農地と一緒に申請することは可能か。
事業要件	
【推進活動】	
14	推進活動は、複数の活動に取り組む必要があるか。 また、報告はどのように行うことになるのか。
15	農業者団体の構成員の中に、交付金の対象活動を実施しない者（地域住民、NPO法人等）がいる場合、これらの者も全員推進活動に参加しなければならないか。
16	一定の条件を満たす農業者も推進活動を実施する必要があるか。
17	技術向上に関する活動として技術マニュアル等を作成・配布する場合、都道府県等が作成した資料を配布することで推進活動を実施したことになるのか。
18	理解増進や普及に関する活動として土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定に取り組む場合、農業者団体の農業者全員が実施する必要があるか。
19	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用に取り組む場合、生分解性プラスチックの利用、農業廃プラの地域ごとの回収・処理、わら焼き自粛によるCO2発生抑制、地域内資材（堆肥等）利用による輸送エネルギーの省エネ以外に認められる活動にはどういったものがあるか。
20	多面的機能支払等で実施している取組内容を、本交付金の推進活動として認められるか。
21	メタン排出削減対策に資する取組を行った場合、本交付金の推進活動として認められるか。
【推進活動（中山間地）】	
22	中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除の適用を受けたい場合、営農活動計画書を修正して、市町村長に申請を行い、認定を受ければよいのか。
23	一定の条件を満たす農業者にも中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除は適用されるか。
24	6月末の申請までに、指定棚田地域の指定がされていないと、推進活動の免除は適用されないか。
25	中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除の適用を受けたい場合、どのようにして「取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域」であることを確認すればよいのか。 また、証拠書類として何を保管しなければならないか。
26	中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除の適用を受けたい場合、取組面積だけでなく、実施面積（履行面積）においても、過半が中山間地又は指定棚田地域であることを確認する必要があるか。

No.	質問
27	中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画の中に環境直払を位置付けないと、推進活動の免除の適用を受けることはできないのか。
【推進活動（みどり法の計画）】	
28	みどりの食料システム法（みどり法）の特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けている（認定の見込みを含む。）環直申請団体等が推進活動の実施を免除されるのはなぜか。
29	農業者団体内の一部の農業者が特定環境負荷低減事業活動を行う（見込み含む。）場合、当該農業者団体全員の推進活動が免除されるのか。
30	みどり法の特定計画の認定による推進活動実施の免除の適用を受けたい場合、営農活動計画書を修正して、市町村長に申請を行い、認定を受ければよいのか。
31	みどり法の特定計画の実施期間が、年度途中に満了する場合、推進活動の免除は適用されるのか。
交付金の活用方法	
【本体交付金の活用】	
32	交付金はどのようなことに活用できるか。 また、費目として活用できないものがあるか。
対象活動	
33	園芸ハウスにおいて取組を行うことは可能か。
34	果樹や茶等の多年生作物について、栽培は実施しているが収穫に至っていない園（未成園）で対象活動に取り組む場合であっても、支援の対象となるか。
【緑肥の施用（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培共通）】	
35	緑肥の作付けを行うだけでは支援は受けられないのか。
36	緑肥の種子は、どの程度の量を播種すれば良いか。また、営農管理はどのように行うのか。
37	1番草を収穫し、2番草をすき込んだ場合、支援の対象になるのか。
38	「標準播種量」として都道府県の栽培技術指針を利用できるか。
39	自家採種した種子を播種した場合であっても支援の対象になるか。
【カバークロップ】	
40	どの程度の栽培期間を確保すれば、支援を受けることができるか。
41	2年目以降、発芽不良の箇所のみ播種を行っており、カタログ等に記載された標準播種量以下の播種量となる（場合によっては全く播種を行わない）場合でも、支援を受けることができるか。
42	対象となる品種は決まっているのか（マリーゴールド、ナタネ、カラシナ等）。
43	畦畔での被覆植物（シバザクラ、ヒメイワダレソウ等）の栽培は、支援対象となるか。
44	カバークロップに施用した化学肥料・化学合成農薬については、その後作として栽培される主作物の化学肥料・化学合成農薬の使用量等としてカウントする必要があるか。
45	主作物の栽培（5割低減の取組）とカバークロップの作付けとの間に別の作物を栽培した場合でも、支援対象となるか。
46	水稻作付前にカバークロップを施用する場合、カバークロップのすき込み時期から湛水までの期間をどの程度空ければ良いか。
【リビングマルチ】	
47	主作物と同時に播種する必要があるか。
48	（播種時期が遅れ）リビングマルチとしての機能が発揮できない場合は不交付となるのか。
【堆肥の施用】	
49	栽培管理上、栽培期間中に堆肥を施用することが一般的となっている場合は、主作物の栽培（5割低減の取組）前後でなくても支援対象となるか。
50	野菜等を年間4作行い、4回（0.25トン/10a×4回）に分けて支援要件に合致した堆肥を施用した場合、1.0トン/10aの堆肥を施用したものとして申請できるか。
51	自給堆肥を利用する場合、成分把握のための分析は必要か。その場合、毎年、分析を行わなくてはならないか。 また、堆肥のC/N比を計測する必要があるか。
52	堆肥の施用の取組における堆肥の定義は何か。
53	指定混合肥料、混合汚泥複合肥料等のうち化学肥料分を含む肥料を施用する場合、化学肥料の窒素分は5割減の削減対象である化学肥料の窒素成分量の算定に含まれるのか。
54	土壌診断結果書類はいつの時点の診断結果が必要か。 ほ場毎に土壌診断が必要か。
55	土壌診断はどの項目について分析する必要があるのか。有機農業の加算措置で必要となる土壌診断と同じ項目でよいのか。

No.	質問
56	ペレット堆肥など製造工程での乾燥処理により重量が軽くなる堆肥は、乾燥後の重量で施用量を判断するのか。
【水田のメタン排出削減対策】	
57	本交付金の新規申請者について、事業計画の認定前にメタン対策の取組を行っていた場合は要件を満たしたことになるか。
【長期中干し】※水田のメタン排出削減対策	
58	要件として14日以上の中干しとされているが、連続して中干しを行う必要があるのか。一時中断しても満14日を満たせばよいのか。
59	多面的機能支払交付金で支援を受けている長期中干しの取組について、本交付金のメタン削減対策とすることは可能か。
【前年度の秋耕】※水田のメタン排出削減対策	
60	「前年度の秋耕」とあるが、主作物の水稻作付後に行う秋耕は認められないのか。
【地域特認取組】	
61	地域特認取組は、対象地域以外で支援を受けることはできないのか。
確認事務	
62	生産記録には、どのような内容を記載する必要があるか。
支援水準	
63	農振興地域や生産緑地以外の農地は対象とならないのか。
64	中山間地域等直接支払交付金との重複申請はできるか。
65	飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援事業との重複申請はできるか。
66	みどりの食料システム戦略推進交付金（緊急対策交付金を含む）のうち「有機転換推進事業」、「有機農業拠点創出・拡大加速化事業」及び「グリーンな栽培体系加速化事業」と重複して受給することは可能か。
その他	
67	事業計画を変更する場合、いつまでに申請や届出を行えばよいのか。
68	計画していた取組面積から実施面積が減った場合、計画変更をする必要はあるか。
総合防除	
69	天敵温存植物の利用について、主作物と植物の組み合わせの決まりはあるのか。
70	天敵等生物農薬について、有機農業で利用できないものはあるのか。
71	総合防除について、具体的に挙げられている取組を同一圃場で2つ以上実施する場合は、重複して支援を受けることができるか。
72	総合防除のうち除草剤を使用しない畦畔の雑草管理の実施とメタン排出削減対策をセットで行う必要があるのはなぜか。
【炭の投入】	
73	投入する炭の品質基準は設けるのか。
74	投入する炭について、「灰」は含まれるか。
75	投入する購入炭について、「ペレット状のくん炭」は含まれるか。
76	原材料として家畜糞尿を使用した自家製炭は対象になるか。
77	炭の投入方法について基準を設けるのか。
78	自家製炭の原料は、他者から譲り受けたものでもよいのか。
79	自作の炭化装置を用いて自家製炭を製造した場合は対象となるか。
80	「炭の投入」の取組とJ-クレジット制度の「バイオ炭の農地施用」に同時に取り組むことは可能か。
国際水準の有機農業 総論	
81	「国際水準の有機農業」とは何か。
82	本交付金で有機農業の取組に対する支援を受けているほ場で生産された農産物は「有機農産物」として販売することはできるか。
83	水耕栽培で、化学肥料・化学合成農薬を使用しない栽培を行った場合、有機農業の支援を受けることはできるか。
国際水準の有機農業の確認手法（総論）	
84	有機JAS認証取得者が提出しなければならない書類は何か。
85	交付金を受けている有機農業者は現地確認に立ち会う必要があるのか。
国際水準の有機農業であることの判断基準	
86	「農場管理シート・現地確認チェックリスト」で全てのチェックリストの内容を満たしていないと、国際水準の有機農業とはみなされず、交付金を受けることはできないのか。
87	資材証明書に必須の項目は何か。
88	有機農業の取組において堆肥等を使用する場合は、「原材料の内容を証明する書類」を提出すればよいのか。

No.	質問
89	有機農業の取組において有機JAS規格の表A.1に規定されている資材を使用する場合は、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」を証明する書類を保管することとされているが、製造工程に関する書類も保管する必要があるか。
90	有機JAS規格の適合性評価済みの資材を使用した場合、資材証明書の提出を省略できるか。
91	資材証明書が入手できず、かつ、パンフレットやウェブサイト情報でも有機JAS規格適合品かどうか不明の場合、支援を受けられないのか。
92	有機JAS規格で利用できる資材かどうかは何を見て確認すればよいのか。一覧のリストがあるのか。
93	種子については有機JAS規格に適合しているかどうかの判断をどのように行えばよいのか。
94	飛散防止措置及び流入防止措置が適切に講じられていない場合は交付金を受けられないのか。
「農場管理シート・現地確認チェックリスト」の記入及び提出	
95	現地確認をする農業者は現地確認後の「農場管理シート・現地確認チェックリスト」をいつまでに提出する必要があるのか。
96	資材証明書の写し等はいつ提出したらよいのか。現地確認を実施するまでに資材証明書が手に入らない場合は現地確認を実施できないのか。
97	「農場管理シート」について、団体内で農業者個人で管理するほ場と、複数の農業者で作業受託を行っているほ場がある。このようなほ場は誰がほ場管理シートに記載するのか。
98	「農場管理シート」のほ場の項で、区分の欄に「有機」と「転換期間中」のどちらを記載するべきか、どのように判断すればよいのか。最初には全員に転換期間中と記載させるのか。
99	「農場管理シート」の使用種苗の項について、果樹等の永年性作物（多年生植物）では先代から受け継いだ等により購入先等が分からない場合がある。多年生作物の購入先等が不明の場合、どのように記載すればよいのか。
転換期間中の取扱い	
100	有機JAS認証の申請を行っており、認証要件に適合するほ場への転換を開始している者も、本交付金を受けることができるか。
101	有機JAS認証の申請を行っており、認証要件に適合するほ場への転換を開始している者が、提出しなければならない書類は何か。
102	なぜ転換期間中の支援が一度限りなのか。
103	有機農業の取組面積が拡大した場合、拡大部分のほ場について転換措置支援を受けられるのか。
その他	
104	花きでMPS認証を受けた場合、有機JAS認証を取得しているとみなされるのか。
加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）	
105	炭素貯留効果の高い有機農業として、加算措置の対象となる活動は何か。
106	加算措置の取組を実施する場合、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のそれぞれの実施要件は何か。
107	そば等雑穀、飼料作物を主作物として有機農業に取り組んでいる場合でも、加算措置の支援はあるのか。
108	有機農業の「農場管理シート・現地確認チェックリスト」に加えて加算措置の取組を確認するための生産記録も別途提出しなければならないのか。
109	加算措置の取組を実施する場合は、土壌診断を実施する必要があるとのことだが、土壌診断結果書類の写しを提出する必要があるのか。
110	土壌診断は毎年実施しなければならないのか。また、どの項目について分析する必要があるのか。
111	土壌診断を実施するほ場は、本交付金の申請ほ場でなければならないか。
112	土壌診断結果書類はいつの時点の診断結果が必要ですか。
113	加算措置の取組は、いつ実施したものが加算対象となるのか。
114	加算措置の取組は、有機農業と同じほ場で実施することが要件になるのか。
115	営農活動計画書など提出書類に記載する対象活動は、有機農業のみ記載するのか。緑肥の施用などの加算措置の取組はどのように記載するのか。また、加算措置の取組の現地確認も必要だと考えるが、実施時期は様式上どのように記載するのか。
116	加算措置ありの有機農業で申請を行ったが、実際には加算措置部分（堆肥の施用等）のみしか実施できなかった場合、堆肥の施用等の取組として実施状況報告を行い交付を受けることができるか。
117	加算措置ありの有機農業で申請したが、申請年度に加算措置の取組が実施できなかった場合、14,000円が交付されるのか。
118	主作物が水稻である場合、炭素貯留効果の高い有機農業の加算措置として堆肥・緑肥の施用に取り組むときは、メタン削減対策とセットで行う必要があるのか。
119	有機農業については、主作物が水稻であってもメタン削減対策は実施しなくてよいのか。

No.	質問
環境負荷低減のチェックシート	
【事業要件の内容について】	
120	「環境負荷低減のチェックシート」の提出は毎年必要か。
【環境負荷低減のチェックシートの実施が必要となる者】	
121	農業者団体の構成員のうち、環境負荷低減のチェックシートを提出しない者がいた場合、環境保全型農業直接支払交付金を受けられることはできるのか。
122	複数の市町村で取組を行っている農業者は、それぞれの市町村で「環境負荷低減のチェックシート」を提出する必要があるか。また、必要な場合、記載内容を変える必要があるか。
123	環境負荷低減のチェックシートの取組を実施していることを「国際水準GAPの取組」と称してもよいか。
【GAP第三者認証を取得している場合等】	
124	要件を満たす「民間団体の第三者認証」とは具体的に何を指すのか。
125	畜産のGAP認証（JGAPやGLOBALG.A.P.）を取得している場合にも、環境保全型農業直接支払交付金の要件を満たすことになるのか。
126	GAPの団体認証を取得している場合、当該団体の構成員である個々の農業者はGAP認証を取得していると見なすことができるのか。
127	GAP認証の取得に向けて準備中の農業者は、取組の実施を省略することができるのか。

No.	質問	回答	備考
支援の対象者			
【農業者の組織する団体】			
1	農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。）を基本とするのはなぜか。	自然環境の保全など農業の有する多面的機能の発揮を促進するためには、農業者が個々に取り組むのではなく、農業者が連携してまとまりを持って取り組むことが重要です。環境保全効果が適切に発揮されることを期待し、農業者の連携による環境保全型農業の取組を推進するため、農業者団体での取組を基本としています。	
2	農業者団体において、「複数の農業者で構成される」とは何戸以上か。	環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直払」）に取り組む（交付金を受ける）農業者が2戸以上であることが必要です。2戸の農業者で構成される団体であっても、1戸の農業者しか環境直払に取り組まない場合は支援の対象とはなりません。	
3	農業者団体の構成員は、環境直払の申請者でなくてもよいのか。	構成員全員が環境直払に取り組む農業者でなくてもかまいません。本交付金の対象活動に取り組む農業者が2戸以上いれば、このほかの構成員に、地域住民やNPO法人、あるいは、対象活動に取り組まない農業者などが加わることができます。ただし、団体の一員として「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（以下「推進活動」）」に取り組む、環境保全型農業の普及活動を行っていただきます。なお、交付金を受けない構成員にあっては、推進活動への参加は必須ではありません。	
4	農業者以外の者が農業者団体の構成員になれるか。	団体の構成員に、地域住民、NPO法人、農協などの地域の実情に応じた者を含むことができます。なお、都道府県や市町村の担当者は、実施状況の確認や交付金の支払事務に携わるため、交付金を受け取る側である農業者団体の構成員になることはできません。	
5	農業者団体を形成する際、どの範囲（区域）内で設定する必要があるか。	集落及び市町村内を基本とします。ただし、同一市町村で団体を組むことが困難な場合、同一の都道府県内（北海道の場合は総合振興局または振興局内）の市町村又は異なる都道府県にあっては隣接する市町村の範囲で団体を組んでください。	
6	農業者団体を形成するに当たっては、複数の農業者で構成されること以外に要件はあるか。	農業者団体は代表者及び組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設する必要があります。規約には、総会の議決事項として本交付金の配分及び収支決算に関することを規定するなど、本交付金の活用方法を定めてください。	
7	日本型直接支払制度の多面的機能支払及び中山間地域等直接支払の組織が、環境保全型農業直接支払の農業者団体として申請できるか。	申請は可能です。「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能の発揮の促進を図る観点から、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を日本型直接支払として、総合的な推進を図ることとしています。事業の実施に当たっては、3支払の申請書類等の一本化を行っていますので、農業者団体が複数の事業を行う場合に、申請書類等の作成事務の負担軽減が図られます。	
8	複数の市町村で対象活動を行う場合、どこ在市町村に申請を行えばよいのか。	対象活動を行う農地が存在する市町村にそれぞれ申請を行ってください。	
9	1家族の親子それぞれ別名義で営農を行っている場合、親子で農業者団体を形成することはできるか。	親子が別々に農地を耕作する権利を持って農業経営を行うなど、独立した農業経営を行っている場合は可能です。なお、親子で別々に違う作物を栽培しているものの、農地を耕作する権利を持つのが親のみ又は子のみといった場合（一戸一法人等）は、認められません。	
【一定の条件を満たす農業者（個人・法人）】（集落の耕作面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者）			
10	全国の農業集落の平均耕地面積はいつつか。	全国の農業集落の平均耕地面積は、都道府県の耕地面積の合計（参考：2020年農林業センサス_農業集落別耕地面積（32.地域調査_耕地面積））を全国の農業集落数（参考：2020年農林業センサス_第8巻第1部1-1総農家規模別類型農業集落数）で除して計算しています。このため、全国の農業集落の平均耕地面積は、4,369,953ha÷138,243＝31.6ha になります。なお、概ねは8割程度を目安としていることから、全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上とは、31.6÷2×0.8＝12.6haの取組面積が必要になります。	
11	市町村内の集落面積はどのように把握すればよいのか。	市町村内の農業集落別耕地面積については、2020年農林業センサスの「農業集落別耕地面積」を確認してください。 【URL】 https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/2020/sa/sa_2020.html#sa_32	
12	土地利用型作物にはどのような作物が該当するか。	本交付金では、土地利用型作物を「稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばいしよ及び飼料作物」としています。	
【一定の条件を満たす農業者（個人・法人）】（複数の農業者で構成される法人）			
13	集落営農法人が申請を行う場合に、集落営農法人が貸借して耕作している農地の他に、構成員が耕作している農地と一緒に申請することは可能か。	法人、構成員で経営・販売が別であれば、団体を別に形成して申請する必要があります。ただし、共同販売を行うなど、集落営農法人と一体的に見なせる場合は、法人の構成員が耕作している農地を含めて申請することが可能です。その際には、法人の構成員一覧を求める等によって法人の構成員であることを確認してください。なお、法人の構成員が耕作している農地を含めて法人として申請している場合には、法人とは別に、当該構成員においてもそれぞれ、環境負荷低減のチェックシートの取組の実施要件を満たす必要があります。	
事業要件			
【推進活動】			
14	推進活動は、複数の活動に取り組む必要があるか。また、報告はどのように行うことになるのか。	農業者団体として1つ以上の推進活動に取り組んでください。取組内容は、毎年度、実施状況報告書及び営農活動実績報告書において報告していただくこととなります。また、推進活動の実施内容がわかる書類等を保管しておく必要があります。	
15	農業者団体の構成員の中に、交付金の対象活動を実施しない者（地域住民、NPO法人等）がいる場合、これらの者も全員推進活動に参加しなければならないか。	必ずしも交付金の対象活動を実施しない者（地域住民、NPO法人等）の全員が推進活動を行っていただく必要はありませんが、農業者団体として情報共有を図り、環境保全型農業の取組拡大につながる活動に努めてください。	

No.	質問	回答	備考
16	一定の条件を満たす農業者も推進活動を実施する必要があるか。	一定の条件を満たす農業者が本交付金に取り組む場合も、推進活動を実施する必要があります。	
17	技術向上に関する活動として技術マニュアル等を作成・配布する場合、都道府県等が作成した資料を配布することで推進活動を実施したことになるのか。	都道府県等が作成した資料を編集・抜粋して、総会等での情報共有や構成員間での情報交換を行うなど、技術向上につながる活動となっている場合には、推進活動に該当します。 なお、単に都道府県等が作成した資料を配布するのみでは推進活動とは認められません。	
18	理解増進や普及に関する活動として土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定に取り組む場合、農業者団体の農業者全員が実施する必要があるか。	土壌診断や生き物調査を選択した場合は、本交付金の対象活動に取り組む農業者全員が土壌診断や生き物調査等に参加する必要があります。 なお、堆肥の施用や炭素貯留効果の高い有機農業に取り組んでいる農業者は土壌診断が要件となっているため、推進活動として土壌診断を選択することはできませんので、ご注意ください。	
19	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用に取り組む場合、生分解性プラスチックの利用、農業廃プラの地域ごとの回収・処理、わら焼き自粛によるCO2発生抑制、地域内資材（堆肥等）利用による輸送エネルギーの省エネ以外に認められる活動にはどういったものがあるか。	地域の環境負荷低減に資する取組であれば推進活動として認められますが、条例等により既に義務付けされている事項は推進活動とは認められません。例えば、廃プラの適正処理が条例で義務付けられている場合は、推進活動とすることはできません。 一方で、地方公共団体が地域を挙げて推進している取組（推奨されている取組）については、推進活動とすることができます。 また、稲わらのすき込みは、農林水産省地球温暖化対策計画においてメタン抑制のために秋すき込みを推進することとしていることから、秋に実施する場合に限り推進活動として認められることとします（春すき込みは不可）（なお、土づくり技術としての稲わらすき込みを否定するものではありません）。ただし、環境直払のメタン排出削減対策において秋耕を実施している場合を除きます。	
20	多面的機能支払等で実施している取組内容を、本交付金の推進活動として認められるか。	他の支払で支援対象とされている取組を、環境直払における推進活動としてみなすことはできません。 例えば、多面的機能支払で農用地の草刈りや畦畔除草に対して交付を受けている場合、本交付金の推進活動とは認められません。	
21	メタン排出削減対策に資する取組を行った場合、本交付金の推進活動として認められるか。	堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、有機農業の加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）とセットで行うメタン対策を、推進活動の取組と重複して申請することはできません。ただし、メタン対策の取組のうち、申請していない取組であれば、推進活動の取組として選択することができます。	
【推進活動（中山間地）】			
22	中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除の適用を受けたい場合、営農活動計画書を修正して、市町村長に申請を行い、認定を受ければよいのか。	中山間地や指定棚田地域における推進活動の免除の適用を受ける場合は、軽微な変更に該当します。市町村長の認定を受ける必要はありませんが、届出が必要になります。 仮に今年度から中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除の適用を望む場合には、今年度の事業計画の申請期限（6月末）までに営農活動計画書を修正して、市町村長に届出を行う必要があります。	
23	一定の条件を満たす農業者にも中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除は適用されるか。	取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域であれば、推進活動の実施は免除されます。	
24	6月末の申請までに、指定棚田地域の指定がされていないと、推進活動の免除は適用されないか。	推進活動の免除は、6月末の申請時までに指定棚田地域に指定されている必要があります。	
25	中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除の適用を受けたい場合、どのようにして「取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域」であることを確認すればよいのか。 また、証拠書類として何を保管しなければならないか。	農業者団体等が市町村から中山間地又は指定棚田地域の該当範囲を聞き取った上で、自ら責任を持って取組面積の半分以上が中山間地であることを確認し、証拠書類として「取組面積の過半が中山間地（又は指定棚田地域）であることがわかる書類」（例えば、地番一覧に面積と中山間地の該当の有無を記載して集計したもの）を作成して保管する必要があります。なお、市町村が農業者団体等からの相談を受けて、「取組面積の過半が中山間地（又は指定棚田地域）であることがわかる書類」を作成し、農業者団体等と共有してもかまいません。 なお、複数の市町村をまたぐ場合には、関係する市町村間で連携しながら対応願います。	
26	中山間地又は指定棚田地域における推進活動の免除の適用を受けたい場合、取組面積だけでなく、実施面積（履行面積）においても、過半が中山間地又は指定棚田地域であることを確認する必要があるか。	実施面積（履行面積）の過半が中山間地であることを確認する必要はありません。あくまでも申請面積の過半が中山間地であれば、推進活動の実施は免除されます。 指定棚田地域についても同様に、申請面積の過半が指定棚田地域であれば、推進活動の実施は免除されます。	
27	中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画の中に環境直払を位置付けないと、推進活動の免除の適用を受けることはできないのか。	地域別農業振興計画への位置づけが無いと、推進活動の免除の適用をうけることができません。 詳細については、都道府県又は市町村へご確認をお願いします。	
【推進活動（みどり法の計画）】			
28	みどりの食料システム法の特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けている（認定の見込みを含む。）環直申請団体等に対し、推進活動の実施が免除されるのはなぜか。	みどり法の特定環境負荷低減事業活動は、集団又は相当規模で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の低減の効果を高める活動であり、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及促進を図ることを目的としている推進活動に取り組んでいるとみなせるためです。 農業者団体自体が特定計画の認定を受けている場合や、農業者団体の構成員全員が特定計画の認定を受けた集団に所属している場合は、農業者団体の構成員全員が推進活動の実施を免除できます。	
29	農業者団体内の一部の農業者が特定環境負荷低減事業活動を行う（見込み含む）場合、当該農業者団体全員の推進活動が免除されるのか。	原則、農業者団体の構成員は共通の取組を行っていただくこととしていますが、団体内の一部の農業者が特定環境負荷低減事業活動を行う場合は、当該活動を行う農業者のみ免除の対象となります。当該活動を行わない構成員は、別の推進活動を実施してください。	
30	みどり法の特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定による推進活動実施の免除の適用を受けたい場合、営農活動計画書を修正して、市町村長に申請を行い、認定を受ければよいのか。	みどり法の計画認定における推進活動実施の免除の適用を受ける場合は、軽微な変更に該当します。市町村長の認定を受ける必要はありませんが、届出が必要になります。仮に今年度からみどり法の計画認定による推進活動の免除の適用を望む場合には、今年度の事業計画の申請期限（6月末）までに営農活動計画書を修正して、市町村長に届出を行う必要があります。	
31	みどり法の特定環境負荷低減事業活動実施計画の実施期間が、年度途中に満了する場合、推進活動の免除は適用されるのか。	環直に申請する年度の6月末時点が、認定を受けた特定環境負荷低減事業活動実施計画の実施期間に含まれる場合は、推進活動実施の免除が適用されます。	
交付金の活用方法			
【本体交付金の活用】			

No.	質問	回答	備考
32	交付金はどのようなことに活用できるか。 また、費目として活用できないものがあるか。	交付金は、支援対象農業者へ配分することが基本ですが、農業者団体における推進活動（研修会の開催に係る会場の借料費や資料の作成代等を含む）や事務を担当する者への手当等の事務経費に活用できます。 交付金の使いみちは、農業者団体の規約に総会で決めることを記載するなど、農業者団体の中で配分方法等を明確にしてください。また、総会資料等の交付金の使いみちが分かる書類を保存しておいてください。	
対象活動			
33	園芸ハウスにおいて取組を行うことは可能か。	ポッド、鉢植え、水耕栽培ではなく、園芸ハウス内の土壌を用いて対象活動に取り組むのであれば、支援を受けることができます。 なお、生物多様性保全を目的とした地域特認取組を行う場合は、閉鎖空間の中で、期待できる効果が発現するのかに留意した上で実施してください。	
34	果樹や茶等の多年生作物について、栽培は実施しているが収穫に至っていない園（未成園）で対象活動に取り組む場合であっても、支援の対象となるか。	支援対象農業者は販売農家であることを要件としています。本交付金に取り組む一部の農地において収穫段階に至っていない幼木があっても、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する等の要件を満たしていれば、支援の対象となります。	
【緑肥の施用（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培共通）】			
35	緑肥の作付けを行うだけでは支援は受けられないのか。	緑肥の作付けを行っただけでは支援を受けられません。支援を受けるためには、緑肥の作付けだけでなく、主作物において化学肥料・化学合成農薬の原則5割低減の取組を行うことが必要です。	
36	緑肥の種子は、どの程度の量を播種すれば良いか。また、営農管理はどのように行うのか。	支援を受けるためには、緑肥等の種子のカatalogや都道府県の栽培技術指針等で示されている標準播種量以上の播種が必要です。 なお、緑肥の効果の発現を確実に期待できれば、標準播種量の 8 割（例：種苗メーカー標準播種量 10kg/10aの場合、8kg/10a以上）とすることもできます。 リビングマルチとしての適性播種量がカatalog等に記載されていない場合は、カバークロップとしての適性播種量の1/2以上を播種してください。 また、主作物の生育を阻害しないよう播種時期に留意したり、主作物に比べて生育が旺盛にならないよう留意する必要があります。 播種時期・管理方法等は種苗メーカーのカatalog、都道府県の栽培技術指針等に従ってください。	
37	1 番草を収穫し、2 番草をすき込んだ場合、支援の対象になるのか。	緑肥の作付けについては、収穫を行わず、全ての地上部を農地に還元することが支援の要件です。 具体的には、すき込みや自然枯死等により、植物体がほ場外に持ち出される可能性がなくなったと判断できる状態であることが必要です。 そのため、以下の場合は支援の対象となりません。 ①牧草として収穫する、②クリーニングクロップとして栽培し、地上部をほ場外に搬出	
38	「標準播種量」として都道府県の栽培技術指針を利用できるか。	利用できます。 都道府県が作成した栽培技術指針で播種量の基準が示されていれば、そちらを利用してもかまいません。	
39	自家採種の種子を播種した場合であっても支援の対象になるか。	支援に当たっては、環境保全効果を確保するため、品質が確保された種子を標準播種量以上播種したことの証明を求めることとしています。自家採種の場合、こうした証明を行うことが難しいため、支援の対象とはしません。	
【カバークロップ】			
40	どの程度の栽培期間を確保すれば、支援を受けることができるか。	適正な栽培管理期間として、春夏播き（3～9月頃）の場合は概ね2カ月以上、秋冬播き（10～2月頃）の場合は概ね4カ月以上の栽培期間を確保することが必要です。 なお、都道府県等の栽培技術指針や種苗会社カatalogの適正生育量等により上記期間より短い栽培期間となる場合は、この限りではありません。	
41	2年目以降、発芽不良の箇所にのみ播種を行っており、カatalog等に記載された標準播種量以下の播種量となる（場合によっては全く播種を行わない）場合でも、支援を受けることができるか。	当該事例の場合、標準播種量以上の播種が行われたかどうかを確認できないため、支援を行うことはできません。	
42	対象となる品種は決まっているのか（マリーゴールド、ナタネ、カラシナ等）。	各地域において多種多様な品種がカバークロップとして利用されています。 このため、本事業では、都道府県の栽培技術指針や種苗会社のカatalog等でカバークロップとしての標準播種量が設定されている品種であれば、支援を行うこととしています。	
43	畦畔での被覆植物（シバザクラ、ヒメワダレソウ等）の栽培は、支援対象となるか。	カバークロップの作付けに対する支援は、本地での取組を対象としており、畦畔における被覆植物の栽培は支援対象になりません。	
44	カバークロップに施用した化学肥料・化学合成農薬については、その後作として栽培される主作物の化学肥料・化学合成農薬の使用量等としてカウントする必要があるか。	カバークロップを緑肥としてすき込むことは、ほ場管理の一環であるため、カバークロップに使用した肥料や農薬も主作物の使用量等にカウントされます。	
45	主作物の栽培（5割低減の取組）とカバークロップの作付けとの間に別の作物を栽培した場合でも、支援対象となるか。	カバークロップの作付けは、主作物の栽培期間の直前直後いずれかに緑肥等を作付けする取組を支援対象としています。主作物とカバークロップの作付けとの間に別の作物を栽培した場合は支援を受けることはできません。	
46	水稻作付前にカバークロップを施用する場合、カバークロップのすき込み時期から湛水までの期間をどの程度空ければ良いか。	水稻作付前のカバークロップの施用については、流化水素等のガス湧き防止のため、種苗メーカーのカatalogや栽培技術指針等※に応じて、カバークロップのすき込み時期から湛水までの期間を可能な範囲で空けてください。 ※【参考資料】緑肥利用マニュアルー土づくりと減肥を目指してー（農研機構）	
【リビングマルチ】			
47	主作物と同時に播種する必要があるか。	緑肥と主作物を必ずしも同時に播種する必要はありません。 主作物と当該緑肥の組み合わせにおいて、リビングマルチとしての機能（雑草・虫害抑制）が発揮されることが可能となる時期に播種するようにしてください。	
48	（播種時期が遅れ）リビングマルチとしての機能が発揮できない場合は不交付となるのか。	実施要領第 4 の 1 の（2）のイに定める適切な栽培管理を行っているとは認められない場合は、不交付となります。	
【堆肥の施用】			

No.	質問	回答	備考
49	栽培管理上、栽培期間中に堆肥を施用することが一般的となっている場合は、主作物の栽培（5割低減の取組）前後でなくても支援対象となるか。	栽培期間中に施用することが一般的となっている場合は、その他の支援要件（堆肥の要件や施用量の要件等）を満たしていれば、支援対象とすることができます。	
50	野菜等を年間4作行い、4回（0.25トン/10a×4回）に分けて支援要件に合致した堆肥を施用した場合、1.0トン/10aの堆肥を施用したものととして申請できるか。	支援は1作分の作付面積に対して行うため、複数作それぞれに堆肥を施用したものを足し合わせて申請することはできません。	
51	自給堆肥を利用する場合、成分把握のための分析は必要か。その場合、毎年、分析を行わなくてはならないか。また、堆肥のC/N比を計測する必要があるか。	堆肥の成分が不明な場合、分析を行っていただく必要がありますが、原料、配合比率、製造工程等から、同等であると考えられる堆肥の分析結果（過去の分析結果でも可）を用いても構いません。 成分のうちC/N比については、バーク堆肥、稲わら堆肥等植物性物質由来の堆肥、牛糞堆肥といった明らかにC/N比が10を超える堆肥はC/N比の成分証明がなくてもかまいません。 C/N比が一定でない鶏糞や豚糞を混入した自給堆肥の場合は、C/N比等の成分証明を行ってください。その場合、C/N比が10を下回る場合、支援の対象となりませんのでご注意ください。	
52	堆肥の施用の取組における堆肥の定義は何か。	堆肥の施用の取組においては、以下の①②を支援対象とします。 ①肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料として、農林水産省告示で定める「堆肥」 ②「混合特殊肥料」、「指定混合肥料」、「混合堆肥複合肥料」、「汚泥肥料」、「菌体りん酸肥料」及び「混合汚泥複合肥料」に含まれる堆肥と汚泥及び菌体りん酸肥料 ただし化学肥料分の含有量（割合）が不明な肥料については、5割減の確認ができないため対象外とします。 なお、汚泥肥料を含む堆肥を自家製造して使用する場合、汚泥肥料については重金属含有量等の安全性の観点から登録された普通肥料のみとします。	
53	指定混合肥料、混合汚泥複合肥料等のうち化学肥料分を含む肥料を施用する場合、化学肥料の窒素分は5割減の削減対象である化学肥料の窒素成分量の算定に含まれるのか。	指定混合肥料等の化学肥料の窒素分は5割減の削減対象の窒素成分量に含まれます。施肥計画を策定する際にはお気を付けください。	
54	土壌診断結果書類はいつの時点の診断結果が必要か。ほ場毎に土壌診断が必要か。	原則として、毎年度の堆肥投入前の土壌診断結果です。 土壌の母材（種類）、これまでの土壌の管理、作物の収量等が同程度の場合においては、申請ほ場の一部の土壌診断結果書類で結構です。ただし、同一農業者が水稻と畑で堆肥の施用を実施している場合は、水田と畑地の土壌診断結果が必要となります。	
55	土壌診断はどの項目について分析する必要があるのか。有機農業の加算措置で必要となる土壌診断と同じ項目でよいのか。	堆肥の施用と有機農業の加算措置の土壌診断は適正施肥のために実施していただくものです。有機農業の加算措置については、土壌診断を実施したことを確認するために、必須項目として水稻の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑作の場合はECを求めています。土壌診断の内容は、作物の種類や土壌の状態等により異なるため、各ほ場の状況に応じて必要となる項目の分析を行ってください。	
56	ベレット堆肥など製造工程での乾燥処理により重量が軽くなる堆肥は、乾燥後の重量で施用量を判断するか。	堆肥の施用量は実際に施用する堆肥の重量により判断することが基本です。 ただし、ベレット堆肥など製造工程で堆肥を乾燥処理することにより重量が軽くなっている堆肥については、原料堆肥の重量に換算して施用量を判断することができますこととします。この場合、都道府県等において、換算に必要なベレット堆肥などと原料堆肥との重量の関係を製造工程等により確認することが必要です。	
【水田のメタン排出削減対策】			
57	本交付金の新規申請者について、事業計画の認定前にメタン対策の取組を行っていた場合は要件を満たしたことになるか。	メタン対策の取組は事業計画の認定前に行っていた場合でも、要件を満たしたことになります。	
【長期中干し】※水田のメタン排出削減対策			
58	要件として14日以上の中干しとされているが、連続して中干しを行う必要があるのか。一時中断しても満14日を満たせばよいのか。	長期中干しは、連続して長期中干しを行うことで土壌中に酸素をしっかりと供給し、嫌気的環境で発生するメタンを低減する取組です。そのため、意図的に中干しを中断する場合は要件を満たしたことになります。 なお、以下のような場合においては取組が続いているものとみなします。 ・長期中干し期間中に降雨があった場合（不可抗力のため） ・ほ場が過度に乾燥する場合に生育障害を防ぐためにやむを得ず差し水を行った場合（湛水は不可）	
59	多面的機能支払交付金で支援を受けている長期中干しの取組について、本交付金のメタン削減対策とすることは可能か。	多面的機能支払交付金の資源向上支払交付金のうち、「みどり加算」で長期中干しの取組を行う場合は、本交付金の取組と重複して申請することはできないことから、取組とあわせて行うメタン削減対策として実施することはできません。 一方で、「増進活動」の取組として長期中干しの取組を行う場合は、本交付金の取組と重複して申請することとができることから、本交付金のメタン削減対策とすることは可能です。	
【前年度の秋耕】※水田のメタン排出削減対策			
60	「前年度の秋耕」とあるが、主作物の水稻作付後に行う秋耕は認められないのか。	秋に耕起を実施して有機物を土壌中にすき込むことで、有機物の好気分解を促進し、翌春の水稻の作付け（湛水）時にメタンの排出を削減することが確認されていることから、水稻を栽培する前年度の秋耕をメタン排出削減対策の一つとして設定しています。 ただし、R7年度に限り、R6年度の主作物生産後の秋耕のほか、R7の主作物（水稻）生産後に行う秋耕もメタン排出削減対策とし、R7に実施した秋耕をR8年度に水稻を作付した際の「前年度の秋耕」とすることも可能です。	
【地域特認取組】			
61	地域特認取組は、対象地域以外で支援を受けることはできないのか。	地域特認取組は、都道府県からの申請に基づき、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援を行うものです。そのため、承認を受けた対象地域以外において支援を受けることはできません。	
確認事務			

No.	質問	回答	備考
62	生産記録には、どのような内容を記載する必要があるか。	生産記録は様式で定めていませんが、参考様式と記載例を環境保全型農業直接支払交付金のHPに掲載しておりますのでご活用ください。 生産記録には、生産過程等において使用した肥料及び農業など要件に即した対象活動を実施したことが確認できる内容が記載されていることが望ましいと考えます。 市町村は、生産記録で十分な確認ができない時は、保管書類の確認を行うなどして実施状況を確認してください。 なお、必要な項目が確認できれば、「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認定機関に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができます。	
支援水準			
63	農振興地域や生産緑地以外の農地は対象とならないのか。	本交付金の対象とはなりません。	
64	中山間地域等直接支払交付金との重複申請はできるか。	環境直払は、緑肥の施用や有機農業の取組等支援対象取組を行う際の掛かり増し経費に着目した支援である一方、中山間地域等直接支払交付金については、平地地域との条件格差に着目した交付金が協定農用地の全体面積を対象として支払われるものであるため、原則、両交付金への重複申請は可能です。ただし、以下のようなケースにおいては重複申請はできませんので御注意ください。 重複申請ができないケース：環境直払で取り組む行為（例えば緑肥の施用のうちカバークロップ）が中山間地域等直接支払の集落協定において選択されている場合 中山間地域等直接支払の集落協定において、「農業生産活動として取り組むべき事項については、適正な農業生産活動に加え、地域の中で国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながるものとして、集落の実態に合った活動の一つ以上記載すること」となっており、これにあたっては、国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上記載することとなっていますので、環境直払で取り組む行為が中山間地域等直接支払の集落協定において選択されている場合は、環境直払の申請はできません。 ただし、取組が同一であっても多面的機能の増進する活動として集落内の合意に基づき行う対象エリアと本交付金の申請場が明確に分けられる場合はこの限りではありません。 なお、中山間地域等直接支払の集落協定の多面的機能の増進につながる取組については、いくつかの取組から選択できることとなっておりますので、集落協定の選択する項目を変更するか、選択項目の中の他の取組を実施することを集落内で合意の上、実施していただければ、環境直払の申請は可能となります。	
65	飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援事業との重複申請はできるか。	飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援と重複して申請することはできません。	
66	みどりの食料システム戦略推進交付金（緊急対策交付金を含む）のうち「有機転換推進事業」、「有機農業拠点創出・拡大加速化事業」及び「グリーンな栽培体系加速化事業」と重複して受給することは可能か。	「有機転換推進事業」については、重複して申請することが可能です。また、「有機農業拠点創出・拡大加速化事業」及び「グリーンな栽培体系加速化事業」についても、環直で支援することのできる資材費、労働費の掛かり増し経費、及び取組拡大加算で支援を受ける経費と切り分けが可能な事項であれば、原則として二重補助にはあたりません。しかし、環境直払で支援を受ける取組と同様の技術について実証を行う場合は、切り分けを行うことが難しいため、環直は場を実証とすることはできません。	
その他			
67	事業計画を変更する場合、いつまでに申請や届出を行えばよいか。	重要な内容を変更する場合には、当年度の事業計画の申請期限までに申請を行う必要があります。 また、軽微な内容を変更する場合においても、交付金を受けようとする年度の事業計画の申請期限までに届出を行う必要がありますが、当該期限後に変更が生じた場合においては、速やかに届出を行ってください。	
68	計画していた取組面積から実施面積が減った場合、計画変更をする必要はあるか。	面積減の要因が当年度限りである場合、計画変更の必要はありませんが、要因が次年度以降も影響を及ぼすものである場合（構成員の脱退による面積減など）は、当年度の事業計画の申請期限までに計画の変更を行ってください。	

No.	質問	回答	備考
【総合防除】			
69	天敵温存植物の利用について、主作物と植物の組み合わせの決まりはあるのか。	天敵温存植物の利用マニュアルや都道府県の指導等を踏まえて実施いただきます。どのような天敵温存植物でもよいわけではありません。	
70	天敵等生物農薬について、どのようなものが利用できるのか。	天敵等生物農薬については、天敵等の生物や微生物（生菌、死菌の別を問わない。）そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととされており、具体的には「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のＪＡＳのＱ＆Ａ（令和６年７月版）」のp.73「有機農産物の日本農林規格」の表 B.1 の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。」をご参照ください https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yyuki-480.pdf	
71	総合防除について、具体的に挙げられている取組を同一圃場で２つ以上実施する場合は、重複して支援を受けることができるか。	具体的に挙げられている取組を同一圃場で複数実施する場合であっても、その圃場における総合防除として、１つの取組となりますので、重複して支援を受けることはできません。	
72	総合防除のうち除草剤を使用しない畦畔の雑草管理の実施とメタン排出削減対策をセットで行う必要があるのはなぜか。	これまで地域特認取組として水稻で実施されてきた総合防除のうち除草剤を使用しない畦畔の雑草管理については、メタン削減対策とセットで実施されていたため、引き続き、水稻を主作物とした総合防除の取組を行う場合は、除草剤を使用しない畦畔の雑草管理の実施とメタン排出削減対策をセットで実施してください。	
【炭の投入】			
73	投入する炭の品質基準は設けるのか。	炭の品質は、①購入した炭であること、②自ら製造した炭を投入する場合は炭化装置の販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化させていることのいずれかであればよく、別途品質の基準を設けておりません。なお、購入炭、自ら製造した炭のいずれも、塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれている炭は使用できません。また、自ら製造した炭を投入する場合は製造した炭の原料が農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来である必要があります。	
74	投入する炭について、「灰」は含まれるか。	「炭の投入」は、熱分解によって炭素を残して炭化した「炭」による炭素貯留効果を支援根拠としているため、灰は該当しません。	
75	投入する購入炭について、「ペレット状のくん炭」は含まれるか。	塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれていなければ、形状は問いません。	
76	原材料として家畜糞尿を使用した自家製炭は対象になるか。	農業者（個人）が家畜排せつ物の炭化施設の導入することを想定していないため、対象外となります。今後、家畜ふんを原料とした自家製炭の要望があれば検討します。	
77	炭の投入方法について基準を設けるのか。	炭の投入方法について基準を設けていません。要件を満たす炭について、最低投入量以上の施用をお願いいたします。	
78	自家製炭の原料は、他者から譲り受けたものでもよいか。	自家製炭の原料は、自ら農業又は林業を営む上で排出されたもののほか、他者から譲り受けた剪定枝等を利用しても問題ありません。 ただし、自家製炭の原料が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合、その収集・運搬を業として行おうとするときは、廃棄物処理法に基づき、自治体の許可が必要となります。自家製炭の方法含め、自治体の廃棄物担当部局ともよくご相談ください。 なお、農地への施用に当たっては、譲り受けた原料に、塗料、接着剤等の農地に不適切なものが含まれていないかなど、自家製炭の原料として適切なものであるかどうかにご留意ください。	
79	自作の炭化装置を用いて自家製炭を製造した場合は対象となるか。	自作の炭化装置については、適切な温度管理・酸素濃度の条件下で炭化できる機能を有しているか確認が困難であることから、自作の炭化装置を用いて自家製炭を製造した場合は支援対象外となります。	
80	「炭の投入」の取組とＪークレジット制度の「バイオ炭の農地施用」に同時に取り組むことは可能か。	Ｊークレジット制度は、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。Ｊークレジット制度における「バイオ炭の農地施用」の取組は、バイオ炭を農地又は採草放牧地の鉱質土壌に施用することによる二酸化炭素の貯留量を認証して売買を可能にするものであり、特定の営農活動に伴う掛かり増し経費を支援する環直とは制度の趣旨が異なります。 そのため、それぞれの適用条件を満たせば、環直の「炭の投入」で支援を受けていても、その炭を施用してＪークレジット制度の「バイオ炭の農地施用」に参加することが可能です（都道府県が独自に定める要件でＪークレジット制度への参加を禁止している場合はその限りではありません）。	

No.	質問	回答	備考
国際水準の有機農業 総論			
81	「国際水準の有機農業」とは何か。	「国際水準の有機農業」とは、化学的に合成された肥料や農薬を原則使用しないことに加え、慣行栽培からの転換期間を2年以上確保するなど、国際的な政府間機関（コーデックス委員会）が定めたガイドラインに従って行う農法であり、環境保全型農業直接支払交付金においては、「有機農産物の日本農林規格」（以下、「有機JAS規格」）の5「生産の方法」のうち、「収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理」以外の項目を満たす取組が該当します。 国際水準の有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、その拡大はSDGsの達成にも貢献するものであり、かつ、有機食品市場は今後も国内外で拡大すると見込まれることから、環境直接支払においても取組水準を「国際水準」としました。 なお、有機JAS認証を取得するかどうかは農業者の経営判断であり、認証取得を求めるものではありません。	
82	本交付金で有機農業の取組に対する支援を受けているほ場で生産された農産物は「有機農産物」として販売することはできるか。	生産した農作物に「有機農産物」等と表示するためには、別途、有機JASの認証を受けることが必要です。このため、本交付金で有機農業の取組に対する支援を受けたからといって、「有機農産物」等と表示して販売することはできません。	
83	水耕栽培で、化学肥料・化学合成農薬を使用しない栽培を行った場合、有機農業の支援を受けることはできるか。	水耕栽培等、土づくりを行わない取組については、支援の対象となりません。	
国際水準の有機農業の確認手法（総論）			
84	有機JAS認証取得者が提出しなければならない書類は何か。	有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動に取り組むことが確認できれば、有機JAS認証書の写し又は認証機関に提出した書類のうち、様式第1号（農場管理シート・現地確認チェックリスト）の内容を満たしているものがあれば、その書類の提出をもって、様式第1号に代えることができます なお、加算措置の取組を実施した場合は、加算措置用の堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入の生産記録（参考様式）と土壌診断結果書類の写しを提出する必要があります。	
85	交付金を受けている有機農業者は現地確認に立ち会う必要があるのか。	現地確認を受ける農業者（支援対象農業者）も現地確認に立ち会ってください。 現地確認は支援対象農業者と現地確認を実施する者とのインタビュー形式で実施されます。支援対象農業者は、現地確認を行う者からの質問に答え、また、必要に応じてほ場や資材置き場を案内してください。	
国際水準の有機農業であることの判断基準			
86	「農場管理シート・現地確認チェックリスト」で全てのチェックリストの内容を満たしていないと、国際水準の有機農業とはみなされず、交付金を受けることはできないのか。	その通りです。チェックリストの内容を全て満たしていないと交付金を受けることはできません。 農業者同士の確認において、基準を満たしていないと判断された項目があった場合は、当該支援対象農業者のほ場を市町村が改めて調査してください。 最終的な交付の可否の判断は市町村が行います。	
87	資材証明書に必須の項目は何か。	原材料と製造工程が記載されている必要があります。 これら2点がわかるものであれば、パンフレット等の資材証明書の形式でないものでもかまいません。 なお、一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リスト （ https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html ）に掲載された資材である場合は、上記に代わり「当該資材が掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でもかまいません。	
88	有機農業の取組において堆肥等を使用する場合は、「原材料の内容を証明する書類」を提出すればよいのか。	購入資材の場合は、資材証明書の写し等の原材料と製造工程がわかるものが必要です。 なお、一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リスト （ https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html ）に掲載された資材である場合は、上記に代わり「当該資材が掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でもかまいません。 自給資材についても、原材料と製造工程がわかるものが必要となります。	
89	有機農業の取組において有機JAS規格の表A.1に規定されている資材を使用する場合は、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」を証明する書類を保管することとされているが、製造工程に関する書類も保管する必要があるか。	有機JAS規格の表A.1に規定されている資材を使用した場合は、原材料及び製造工程がわかるものを提出する必要があります。 なお、一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リスト （ https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html ）に掲載された資材である場合は、「当該資材が掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でもかまいません。	
90	有機JAS規格の適合性評価済みの資材を使用した場合、資材証明書の提出を省略できるか。	資材証明書の提出は省略できません。 有機JAS規格の表A.1又は表B.1（表B.1のうち除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤、性フェロモン剤、展着剤）に定められている資材を使用し、その資材をメーカーから購入した場合は、資材証明書の写しや、有機JAS規格適合品であることがわかるパンフレットやウェブサイト情報の写し等の原材料、製造工程がわかるものが必要となります。 なお、組換えDNA技術を用いていないものに限ります。 ただし、一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リスト （ https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html ）に掲載された資材である場合は、「当該資材が掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でもかまいません。	
91	資材証明書が入手できず、かつ、パンフレットやウェブサイト情報でも有機JAS規格適合品かどうか不明の場合、支援を受けられないのか。	その通りです。	

No.	質問	回答	備考
92	有機JAS規格で使用できる資材かどうかは何を見て確認すればよいのか。一覧のリストがあるのか。	一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リスト（https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html）に掲載されていない資材について、生産者が資材メーカー等の書類を基に適合性を評価して使用する場合であっても、資材の適合性を容易に判断できるよう、「有機農産物のJAS資材評価手順書」において、肥料等の評価の際に確認しなければならない化学物質等を明確化するとともに、この手順書がわかりやすく改訂されました。 上記資材リストに載っていない場合については、資材証明書の写し等を確認し、有機農産物のJAS資材評価手順書等により判断してください。	
93	種子については有機JAS規格に適合しているかどうかの判断をどのように行えばよいのか。	原則として、有機JAS規格における有機農産物の生産の方法の基準に適合する種苗を使用することになっています。詳細は「有機農産物の検査認証制度ハンドブック」の最新版を参照してください。	
94	飛散防止措置及び流入防止措置が適切に講じられていない場合は交付金を受けられないのか。	その通りです。飛散防止措置や流入防止措置が適切に実施されていない場合、化学肥料・化学合成農薬の混入を回避できないことから、交付金を受けることはできません。	
「農場管理シート・現地確認チェックリスト」の記入及び提出			
95	現地確認をする農業者は現地確認後の「農場管理シート・現地確認チェックリスト」をいつまでに提出する必要があるのか。	現地確認終了後2週間以内に市町村へ提出してください。現地確認チェックリストの内容に疑義がある場合や空欄がある場合は、必要に応じて市町村が現地確認を実施するため、必ず期限内に提出するようにしてください。	
96	資材証明書の写し等はいづれ提出したらよいのか。現地確認を実施するまでに資材証明書が手に入らない場合は現地確認を実施できないのか。	現地確認の対象となる全ての農業者は、実施状況報告時に資材証明書の写し等を提出することとしています。資材証明書の入手後に現地確認を行うことが望ましいですが、主作物の生育時期などの理由により、資材証明書が入手できていない段階で農業者が現地確認を行った場合には、市町村が実施状況報告時に提出された資材証明書の写しを確認してください。	
97	「農場管理シート」について、団体内で農業者個人で管理するほ場と、複数の農業者で作業受託を行っているほ場がある。このようなほ場は誰がほ場管理シートに記載するのか。	農業者個人で管理するほ場は当該農業者ごとに「農場管理シート」を記載してください。また、団体として請け負い、共同管理的な扱いを行っているほ場については、団体代表者がまとめて「農場管理シート」を記載することが可能です。	
98	「農場管理シート」のほ場の項で、区分の欄に「有機」と「転換期間中」のどちらを記載するべきか、どのように判断すればよいのか。最初は全員に転換期間中と記載させるのか。	●有機JAS認証を取得している場合 「有機」と記載してください。 転換期間中の認証を得ている場合は「転換期間中」と記載してください。 ●JAS認証を取得していない場合であって、本年度以前から環境直払を受けている場合 前々年度以前（多年生植物にあつては3年度前以前）から有機農業の取組で環境直払を継続して受けている場合は「有機」と記載してください。 それ以外の場合は「転換期間中」と記載してください。 （例）4年度前からりんご（多年生植物）で環直を受けている場合 →「有機」 前年度から水稻（一年生植物）で環直を受けている場合 →「転換期間中」 ●JAS認証を取得していない場合であって、本年度から環境直払を受ける場合 全ての者が「転換期間中」と記載してください。 ●JAS認証を取得していない場合であって、前々年度まで環直の支援を受けて有機農業に取り組んでいた農業者が、前年度にやむをえない理由で環直の申請をせず、本年度に申請再開を希望する場合。 前年度も継続して本交付金の要件を満たす「有機」に該当する生産活動を行っていたことが市町村において確認できる場合、本年度の申請再開時は「有機」と記載してください。	
99	「農場管理シート」の使用種苗の項について、果樹等の永年性作物（多年生植物）では先代から受け継いだ等により購入先等が分からない場合がある。多年生作物の購入先等が不明の場合、どのように記載すればよいのか。	「農場管理シート」の使用種苗の項に記載いただく「種苗」とは、繁殖の目的で使用される種子、苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部を指します（有機JAS規格参照）。果樹等の多年生作物については、交付金を受ける年度に、ほ場において挿し木等による繁殖を行っていない場合、「作物名」の欄に「該当なし」と記載してください。当該年度に挿し木・接ぎ木等を行った場合は、使用した苗木、穂木、台木等について記載してください。	
転換期間中の取扱い			
100	有機JAS認証の申請を行っており、認証要件に適合するほ場への転換を開始している者も、本交付金を受けられることができるか。	有機JAS認証の申請を行っており、認証要件に適合するほ場への転換を開始している者であっても、本交付金を受けることができます。 有機JAS認証取得者と同様、「農場管理シート・現地確認チェックリスト」の提出や、現地確認を受ける必要はありませんが、有機JAS認証の申請を行っており認証要件に適合するほ場への転換を開始していることを証明できる書類及び生産記録を市町村に提出してください。	
101	有機JAS認証の申請を行っており、認証要件に適合するほ場への転換を開始している者が、提出しなければならない書類は何か。	有機JAS認証の申請を行っており、認証要件に適合するほ場への転換を開始していることを証明できる書類及び生産記録を提出してください。ただし、生産記録の内容を満たしている他の書類があれば、その書類の提出をもって、生産記録の提出を省略することができます。その場合、「農場管理シート・現地確認チェックリスト」や資材証明書の写し等を提出していただく必要はありません。 なお、加算措置の取組を実施した場合は、加算措置用の堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入の生産記録と土壌診断結果の写しを提出する必要があります。	
102	なぜ転換期間中の支援が一度限りなのか。	第2期から、有機農業の水準を「国際水準」に引き上げており、コーデックスガイドラインにおいて「有機農産物生産への転換中の区域は、転換済みの区域と同様に、有機農法と慣行農法を交互に行ってはならない（交互に切り替えてはならない）」と規定されていることから、転換期間中の支援は1度限り（当該ほ場において初めて有機農業への転換を行う場合に限る。）としています。	R7.6.2修正
103	有機農業の取組面積が拡大した場合、拡大部分のほ場について転換措置支援を受けられるのか。	面積が拡大した分のほ場についても転換期間中の支援を受けられます。	
その他			

No.	質問	回答	備考
104	花きでMPS認証を受けた場合、有機JAS認証を取得しているとなされるのか。	みなされません。 MPS（花き産業総合認証）は、品質の向上や環境負荷の低減を目的としているものの、必ずしも化学肥料・化学合成農薬の不使用を担保するものではありませんので、当該認証をもって有機JAS認証とは認められません。	
加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）			
105	炭素貯留効果の高い有機農業として、加算措置の対象となる活動は何か。	土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施することで、加算措置の対象となります。	
106	加算措置の取組を実施する場合、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のそれぞれの実施要件は何か。	環境直払における、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入、それぞれの取組を単独で行う場合の実施要件に準じます。 例えば、堆肥の施用については、以下の3つが実施要件となります。 ① C/N比10以上の堆肥であって、腐熟したものを使用すること ② 水稻の場合は10a当たり概ね0.5トン以上、水稻以外の場合は10a当たり概ね1.0トン以上の堆肥を施用すること ③ 土壌診断を実施した上で、堆肥の施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として都道府県の堆肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと ④ 主作物が水稻である場合は、メタン排出削減対策を併せて実施すること	
107	そば等雑穀、飼料作物を主作物として有機農業に取り組んでいる場合でも、加算措置の支援はあるのか。	加算措置の対象は主作物がそば等雑穀、飼料作物以外の場合に限ります。 平成30年度に実施した環境直払を受けている農業者を対象にした調査の結果、そば等雑穀、飼料作物において、①実態として堆肥の施用等の取組を実施している割合が低かったこと、②堆肥の施用等を実施した場合であっても、掛かり増し経費がほぼ発生しなかったことから、加算措置の対象としていません。	
108	有機農業の「農場管理シート・現地確認チェックリスト」に加えて加算措置の取組を確認するための生産記録も別途提出しなければならないのか。	その通りです。加算措置の取組については、「農場管理シート・現地確認チェックリスト」とは別に加算措置用の堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入の生産記録（参考様式）を提出する必要があります。加えて、土壌診断結果書類の写しも提出する必要があります。	
109	加算措置の取組を実施する場合は、土壌診断を実施する必要があるとのことだが、土壌診断結果書類の写しを提出する必要があるのか。	土壌診断結果は必ず提出してください。 加算措置の取組の生産記録と併せて実施状況報告の際に提出してください。土壌診断の必須項目は、水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECです。	
110	土壌診断は毎年実施しなければならないのか。また、どの項目について分析する必要があるのか。	加算措置を受けるためには、支援対象ほ場、もしくは支援対象ほ場の一部の土壌診断を毎年実施する必要があります。近隣にあって土壌状態が類似する場合であっても、他者の土壌診断結果を用いることはできません。 土壌診断の項目のうち必須項目は、水田は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地はECです。	
111	土壌診断を実施するほ場は、本交付金の申請ほ場でなければならないのか。	そのとおりです。本交付金の加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）の取組で申請しているほ場にて土壌診断を実施してください。	
112	土壌診断結果書類はいつの時点の診断結果が必要ですか。	原則として施肥前の土壌診断結果が必要です。土壌診断に基づき、効果的かつ効率的な施肥を行っていただくことで、土づくりに取り組んでください。	
113	加算措置の取組は、いつ実施したものが加算対象となるのか。	加算措置に限らず、取組の開始までに市町村へ事業計画書を提出してください。 加算措置の取組を行うタイミングは、各取組の要件に沿って行ってください。	
114	加算措置の取組は、有機農業と同じほ場で実施することが要件になるのか。	その通りです。 環境直払の対象となっている主作物が栽培されている同一ほ場で加算措置を行うことが支援の要件となります。	
115	営農活動計画書など提出書類に記載する対象活動は、有機農業のみ記載するのか。緑肥の施用などの加算措置の取組はどのように記載するのか。また、加算措置の取組の現地確認も必要だと考えるが、実施時期は様式上どのように記載するのか。	加算措置の取組を実施する場合は、営農活動計画書において有機農業の備考欄に取組内容、実施時期（例：緑肥の施用（カバークロップ）、令和●年●月～●年●月）を記載してください。なお、実施状況報告書についても同様に実施結果を有機農業の備考欄に記載してください。	
116	加算措置ありの有機農業で申請を行ったが、実際には加算措置部分（堆肥の施用等）のみしか実施できなかった場合、堆肥の施用等の取組として実施状況報告を行い交付を受けることができるか。	加算措置は有機農業の取組の一部である堆肥の施用等を実施した場合に支払うものです。 そのため、有機農業の要件が満たせなかった場合は、加算措置を含めてすべて不交付となります。	
117	加算措置ありの有機農業で申請したが、申請年度に加算措置の取組が実施できなかった場合、14,000円が交付されるのか。	その通りです。 実施状況報告時（又は営農活動報告書の提出時）に加算措置なしの有機農業として報告してください。	
118	主作物が水稻である場合、炭素貯留効果の高い有機農業の加算措置として堆肥・緑肥の施用に取り組むときは、メタン削減対策とセットで行う必要があるのか。	炭素貯留効果の高い有機農業の加算措置として取り組む堆肥・緑肥の施用については、全国共通取組として支援対象としている水準で実施いただくことを考えているところ、主作物が水稻である場合は、メタン削減対策とセットで行っていただきます。	
119	有機農業については、主作物が水稻であってもメタン削減対策は実施しなくてよいのか。	炭素貯留効果の高い有機農業として堆肥や緑肥の施用に併せて取り組む場合は、湛水状態でメタン排出量が増えることを踏まえて、メタン排出削減対策をセットで実施いただく必要があります。有機農業の取組を含むその他の取組については、メタン削減対策とセットで実施いただく必要はありません。	

No.	質問	回答	備考
環境負荷低減のチェックシート			
【事業要件の内容について】			
120	「環境負荷低減のチェックシート」の提出は毎年必要か。	「環境負荷低減のチェックシート」は毎年、実施状況の報告時に提出していただく必要があります。	
【環境負荷低減のチェックシートの実施が必要となる者】			
121	農業者団体の構成員のうち、環境負荷低減のチェックシートを提出しない者がいた場合、環境保全型農業直接支払交付金を受けることはできるのか。	構成員のうち、環境負荷低減のチェックシートを提出しない方の取組分については本交付金を受けることはできません。	
122	複数の市町村で取組を行っている農業者は、それぞれの市町村で「環境負荷低減のチェックシート」を提出する必要があるか。また、必要な場合、記載内容を変える必要があるか。	複数の市町村で取組を行っている農業者は、申請を行う市町村ごとに「環境負荷低減のチェックシート」を提出していただく必要があります。また、「環境負荷低減のチェックシート」については経営体として記載をお願いしており、複数の市町村に提出する場合は、同じ記載内容のものを市町村ごとに提出してください。	
123	環境負荷低減のチェックシートの取組を実施していることを「国際水準GAPの取組」と称してもよいか。	環境負荷低減のチェックシートの取組を実施しただけでは、国際水準GAPの要件である食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野全てを満たさないことから、称することはできません。	
【GAP第三者認証を取得している場合等】			
124	要件を満たす「民間団体の第三者認証」とは具体的に何を指すのか。	民間団体の第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）及び農林水産省によって国際水準GAPガイドラインへの準拠確認済みであって、第三者確認の仕組みを有する都道府県GAP等が該当します。 また、本交付金の取組で栽培する作物以外の作物で国際水準GAPの認証を取得している場合でも、既にGAPの理念を理解し、実施していると考えられますので、環境負荷低減のチェックシートの実施要件を満たしているものとします。 （例：米でASIAGAPを取得し、環境保全型農業直接支払交付金の取組は畑作物の場合など）	
125	畜産のGAP認証（JGAPやGLOBALG.A.P.）を取得している場合にも、環境保全型農業直接支払交付金の要件を満たすことになるのか。	畜産のGAP認証（JGAPやGLOBALG.A.P.）は、要件を満たすことにはなりません。 別途、環境負荷低減のチェックシートの実施要件を満たすことが必要です。	
126	GAPの団体認証を取得している場合、当該団体の構成員である個々の農業者はGAP認証を取得していると見なすことができるのか。	GAP認証を取得している団体に当該農業者が含まれていることを認証書等で確認できれば、そのように見なします。	
127	GAP認証の取得に向けて準備中の農業者は、取組の実施を省略することができるのか。	省略できません。「環境負荷低減のチェックシート」を御提出願います。	